

## よこはま夢ファンドロゴマーク使用取扱要綱

制定 令和6年9月30日 市市協第498号（局長決済）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、よこはま夢ファンドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### （ロゴマークの使用目的）

第2条 このロゴマークは、市民活動推進基金（以下、「よこはま夢ファンド」という。）への寄附の呼びかけ、よこはま夢ファンド登録団体助成金及び組織基盤強化助成金を活用した事業の広報等、よこはま夢ファンドを広く周知するために使用する。

### （ロゴマークの使用対象者）

第3条 ロゴマークの使用対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) よこはま夢ファンド 登録団体
- (2) その他市長が認める者

### （使用手続）

第4条 ロゴマークを使用する者は、事前に「横浜市電子申請・届出システム」又は「よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けなければならない。ただし、よこはま夢ファンド登録団体助成金の交付決定を受けた団体が助成対象事業として実施する事業の広報を目的として使用する際は、申請書の提出を省略することができる。

### （使用承認）

第5条 市長は前条の規定による申請があった場合、その内容を審査し、適当と認める場合は、「よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認通知書」（第2号様式）を申請者に交付するものとする。ただし、市長は使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。なお、ロゴマークの使用については、無料とする。

### （使用を承認しない場合）

第6条 市長はロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「よこはま夢ファンドロゴマーク使用不承認通知書」（第3号

様式)を申請者に交付するものとする。

- (1) 横浜市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 第3条に規定する使用対象者以外の者が使用するおそれのある場合
- (3) 自己の商標又は意匠として独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (6) その他、その使用が著しく不相当と市長が認める場合

#### (使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークの使用承認を受けた申請者及び届出者(以下、「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、横浜市が指示する使用条件に従うこと
- (2) よこはま夢ファンδροゴマーク使用ガイドラインを遵守すること
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (4) ロゴマークのデータを譲渡し、又は転貸しないこと
- (5) 商標登録出願を行わないこと

#### (使用の取消)

第8条 第5条の規定によりロゴマークの使用承認を受けた者が、次の各号に掲げる事由に該当することが判明したときは、市長は、その承認を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
  - (2) 正当な理由がなく、申請内容と異なる使用を行った場合
  - (3) 第7条に定める事項を遵守しなかった場合
  - (4) 法令その他本要綱に違反した場合
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、使用者に対し、「よこはま夢ファンδροゴマーク使用承認取消通知書」(第4号様式)をもって通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する使用承認の取消により使用者に生じた損害については一切の責任を負わない。
- 4 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(損害賠償等の責任)

第9条 市長は、使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により横浜市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(管理)

第10条 ロゴマークの著作権及び使用权については、本市に帰属するため、本市の許可なく使用してはならない。

2 ロゴマークの使用管理及びこの要綱に関する事務等については、市民局市民協働推進課が所管する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、市民局市民協働推進課が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月30日より施行する。

様式第1号(要綱第4条)

よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所  
(所在地)

氏名  
(役職名称及び代表者名)

よこはま夢ファンドロゴマークの使用について、下記のとおり申請します。

使用目的	
使用方法	
使用場所	
連絡先	担当者氏名： 電話番号： メールアドレス：

※ロゴマークを使用する印刷物等の原稿または見本(これらの提出が困難な場合は、その写真等)を添付してください。

※使用目的、使用方法、使用場所、連絡先に変更が生じた場合は、再度よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認申請書を提出してください。

(記号)第 号

年 月 日

## よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありましたよこはま夢ファンドロゴマークの使用申請については、次のとおり承認することに決定しましたので通知します

使用目的	
使用方法	
使用場所	
特記事項	

### 注意事項

- (1) 申請書及び本通知書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。
- (2) 使用方法に記載した内容以外の用途に使用することはできません。
- (3) ロゴマークを使用する際にかかる費用は、使用者が負担してください。
- (4) ロゴマークの使用状況等は、必要に応じて横浜市に報告してください

(記号)第 号

年 月 日

## よこはま夢ファンドロゴマーク使用不承認通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありましたよこはま夢ファンドロゴマークの使用申請については、  
下記の事由により不承認することに決定しましたので通知します。

使用不承認の事由
特記事項

第4号様式(要綱第8条第2項)

(記号)第 号

年 月 日

## よこはま夢ファンドロゴマーク使用承認取消通知書

様

横浜市長

年 月 日に(記号)第 号で決定を通知しましたよこはま夢ファンドロゴマークの使用承認を下記の事由により、取り消すことを通知します。

使用承認の取消事由
特記事項